

豊中市障害者の生産活動に係る工賃支援事業補助金 申込の流れ

1. 目的

新型コロナウイルス感染症の影響により、就労継続支援B型事業所等の生産活動減退等の理由で利用者の工賃が減少している現状をふまえ、利用者に対して減少した工賃相当額を補助することにより、障害のある人の生活を支援するとともに生産活動等にかかる意欲を醸成し、社会参加の促進を図るものです。

2. 補助対象

豊中市から支給決定を受けている個人で、次の①から③の要件をすべて満たす者

- ①令和2年度（令和2年（2020年）4月～令和3年（2021年）3月）に就労継続支援B型事業所または生活介護事業所を利用している（※1）
- ②事業所から受領した令和2年度平均工賃等月額が令和元年度（平成31年（2019年）4月～令和2年（2020年）3月）平均工賃等月額と比較して減少している（※2）
- ③令和元年度（2019年度）に工賃を受け取った実績がある

※1 豊中市以外が指定する事業所も含むが、生活介護については工賃支払実績がある事業所に限る。

※2 「工賃等」とは工賃、賃金、給料等の名称を問わず、生産活動の対価として利用者に支払われるものをさし、工賃変動積立金等の補填費用を含む。また、工賃等減少の理由が新型コロナウイルス感染症の影響によるものか否かは問わない。

ただし、以下のような場合は対象外とします。

- ・令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）にサービス種別を変更したために工賃が減少した場合
（就労継続支援事業A型からB型、就労継続支援B型から生活介護など）
- ・令和元年度（2019年度）から令和2年度（2020年度）に同一のサービス種別で異なる事業所を利用しており、令和元年度（2019年度）の工賃の支払証明の提出が困難な場合
- ・他の自治体からすでに同様の補助を受けているなど、本事業と支援の内容が重複すると豊中市長が認める事業により金銭的給付を受けている場合

3. 補助額

次の算定方法による金額を補助します。

$$\begin{aligned} & \text{「令和元年度（2019年度）平均工賃等月額（①）」と} \\ & \text{「令和2年度（2020年度）平均工賃等月額（②）」の差額に} \\ & \text{「令和2年度（2020年度）の工賃等受領月数（③）」を乗じた額} \\ & = (\text{①} - \text{②}) \times \text{③} \end{aligned}$$

【補助額の計算例】

(単位：円)

令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均①
工賃額	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	8,000	7,000	7,000	7,000	7,750
令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均②
工賃額	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,500	6,500	7,000	6,000	6,000	5,000	5,000	6,000

令和元年度（2019年度）平均工賃等月額＝7,750円 …①

令和2年度（2020年度）平均工賃等月額＝6,000円 …②

令和2年度（2020年度）の工賃等受領月数＝12月 …③

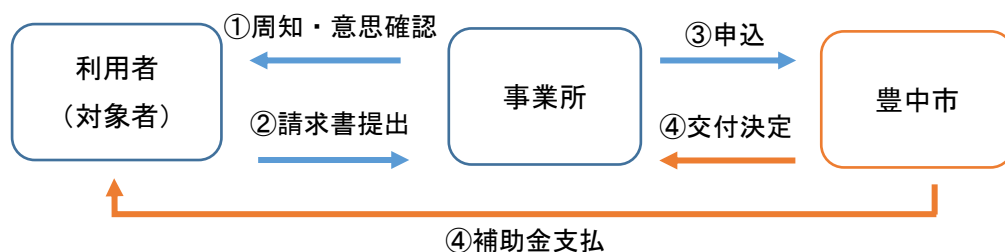
$(\text{①} - \text{②}) \times \text{③} = \text{補助額}$ なので、 $(7,750\text{円} - 6,000\text{円}) \times 12\text{月} = \underline{21,000\text{円}}$

4. 申込書類・手続の流れ

本補助金の申込については、原則、現在利用している事業所または令和2年度（令和2年（2020年）4月～令和3年（2021年）3月）に利用していた事業所を経由して手続きを行ってください。対象期間の利用状況に応じて、次の2つの方法があります。各事業所におかれましては、令和2年（2020年）4月以降に退所した利用者を含め、補助金の対象者を抽出したうえで、事業の周知・案内を行っていただき、申込手続をお願いいたします。

事情により事業所を経由して申込することができない場合は、個別に障害福祉課へご相談ください。

A：令和元年度（2019年度）・令和2年度（2020年度）に同一の事業所のみ利用していた場合



【必要書類】

- ・ 交付申込書（様式第1号）《事業所で1部作成》
- ・ 補助金対象者一覧《事業所で1部作成》
- ・ 請求書（別紙1）《申込者に対し1部ずつ作成》

【申込の流れ】

①周知・意思確認

2. 補助対象 にあてはまる利用者に対して、各事業所で補助制度の周知・説明をしていただき、補助金の交付を希望するかどうか確認をお願いします。
このとき、希望する利用者には補助金の振込口座（原則本人名義）を確認してください。

原則、振込先は対象者本人名義の口座をご指定ください。それ以外の口座を指定される場合は、事前に障害福祉課へご相談いただきますようお願いいたします。

②請求書提出

工賃額や口座情報等を入力後、内容が印字された請求書（別紙1）を利用者に渡し、押印（認印可）された請求書の提出を受けてください。

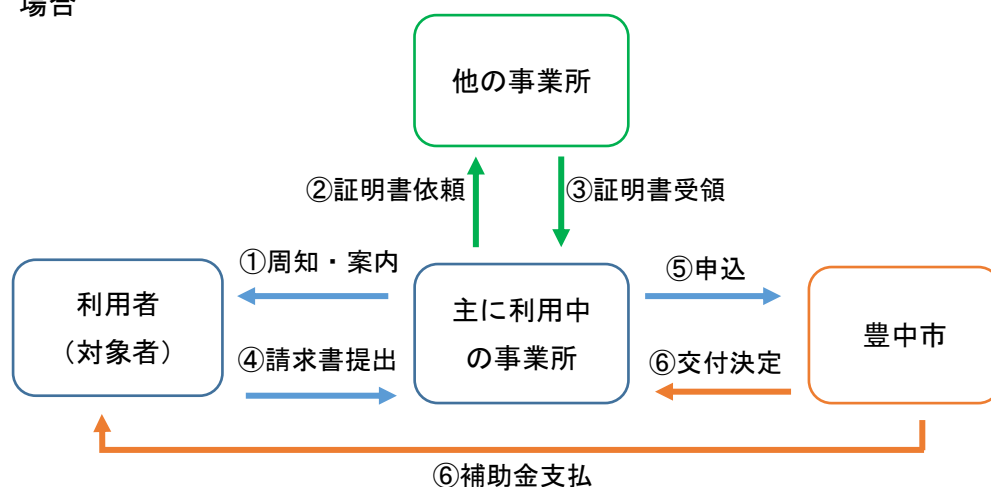
③申込

対象者全員分の請求書をとりとまとめ、「交付申込書（様式第1号）」「補助金対象者一覧」を添えて豊中市に申込してください。（郵送可）

④交付決定・補助金支払

申込内容に基づき豊中市で審査を行い、事業所へ交付決定通知書を送付するとともに、補助金を指定の口座に振り込みます。

B：令和元年度（2019年度）・令和2年度（2020年度）に複数の事業所を利用していた場合



【必要書類】

- ・ 交付申込書（様式第1号）《事業所で1部作成》
- ・ 請求書（別紙1）《申込者に対し1部ずつ作成》
- ・ 工賃等支払証明書（原本）《対象期間中に利用していたすべての事業所分》
- ・ 補助金対象者一覧《事業所で1部作成》

【申込の流れ】

①周知・意思確認

2. 補助対象 にあてはまる利用者に対して、各事業所で補助制度の周知・説明をしていただき、補助金の交付を希望するかどうか確認をお願いします。

このとき、希望する利用者には補助金の振込口座（原則本人名義）を確認してください。

原則、振込先は対象者本人名義の口座をご指定ください。それ以外の口座を指定される場合は、事前に障害福祉課へご相談いただきますようお願いいたします。

②証明書依頼

対象期間中に対象者が利用していたすべての事業所に連絡し、「工賃等支払証明書」の記入を依頼してください。

③証明書受領

記入済みの「工賃等支払証明書」を受け取り、工賃等計算シートに金額を入力してください。

④請求書提出

口座情報等、補助金申込額計算シートの計算結果を入力後、内容が印字された請求書（別紙1）を利用者に渡し、押印（認印可）された請求書の提出を受けてください。

⑤申込

対象者全員分の請求書をとりとまとめ、「交付申込書（様式第1号）」、「工賃等支払証明書」、「補助金対象者一覧」を添えて豊中市に申込してください。（郵送可）

⑥交付決定・補助金支払

申込内容に基づき豊中市で審査を行い、事業所へ交付決定通知書を送付するとともに、補助金を指定の口座に振り込みます。